本号で公布された法令のあらまし

◇**内閣官房組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇一号）（内閣官房）

1　内閣審議官の定数を四五人とし、うち二六人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第六条第三項関係）

2　内閣参事官の定数を六九人とすることとした。（第八条第三項関係）

3　平成二六年三月三一日まで置かれる内閣審議官一人の存置期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第三項関係）

4　増員する内閣参事官二人の存置期限を平成二八年三月三一日までとすることとした。（附則第六項関係）

5　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇二号）（内閣府本府）

1　大臣官房に置かれる審議官のうち一人の設置期間を平成二八年三月三一日までとすることとした。（附則第五条関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**金融庁組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇三号）（金融庁）

1　総務企画局に置かれる審議官の定数を改めることとした。（第六条関係）

2　総務企画局に置かれる参事官のうち一人を廃止し、増設する参事官の設置期間を平成二九年三月三一日までとした。（附則第五条関係）

3　監督局に置かれる銀行第二課の設置期間を平成二九年三月三一日までに改めることとした。（附則第六条関係）

4　証券取引等監視委員会事務局に置かれる次長のうち一人の設置期間を平成二九年三月三一日までに改めることとした。（附則第八条関係）

5　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**消費者庁組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇四号）（消費者庁）

1　審議官の人数を変更することとした。（第二条第一項関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**総務省組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇五号）（総務省）

1　消防庁総務課の所掌事務の一部を予防課の所掌事務とすることとした。（第一四六条及び第一四八条関係）

2　消防庁消防・救急課の所掌事務の一部を国民保護・防災部及び同部防災課の所掌事務とすることとした。（第一四四条、第一四七条及び第一四九条関係）

3　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**外務省組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇六号）（外務省）

1　大臣官房に置かれる審議官の定数を一三人から一二人に改めることとした。（第一六条関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**文部科学省組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇七号）（文部科学省）

1　競技スポーツ課の所掌事務について、国際的又は全国的な競技水準において行われるスポーツ事業の例示に、パラリンピック競技大会を加えることとした。

2　研究開発局参事官の設置期間について、平成二九年三月三一日までとすることとした。

3　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**厚生労働省組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇八号）（厚生労働省）

1　職業安定局高齢・障害者雇用対策部を廃止し、職業安定局雇用開発部を設置することとした。（第二条関係）

2　職業安定局の所掌事務を変更することとした。（第八条、第七三条～第七六条及び第七八条～第八四条関係）

3　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**農林水産省組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇九号）（農林水産省）

1　大臣官房統計部の所掌事務を変更することとした。（第三条関係）

2　大臣官房に置く参事官を一人減員することとした。（第一二条関係）

3　大臣官房統計部管理課の所掌事務の一部を大臣官房評価改善課の所掌事務とすることとした。（第二二条及び第二八条関係）

4　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一一〇号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　大臣官房に置く審議官及び参事官の定数を改めることとした。（第一〇条の三及び第一〇条の四関係）

2　技術研究本部土浦試験場を廃止することとした。（第一八〇条関係）

3　装備施設本部調査研究室を廃止するとともに、調達企画課の所掌事務を改めることとした。（第一八五条、第一八九条、第二〇三条及び第二〇六条関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、小笠原手当の支給期間を延長することとした。（附則第三項関係）

2　装備施設本部調査研究室を廃止することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職について改めることとした。（別表第三関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日等

1　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一一号）（厚生労働省）

1　独立行政法人福祉医療機構が行う資金の貸付事業の対象となる施設として、児童福祉法第五九条の二第一項に規定する施設であって厚生労働大臣の定める基準に適合するものを追加することとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**国民年金法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一一二号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

平成二六年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条及び第一四条の九関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二六年度における国民年金法による特別一時金等の額を改定することとした。（第五二条、第九四条、第一一七条及び第一三六条関係）

三　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二六年四月以降の月分の国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の読替え等について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条、第二条、第四条～第七条、第一一条～第一三条及び第二〇条関係）